

[診療所] 診療用エックス線装置備付届

年 月 日

明石市長 様

管理者名 _____

医療法第15条第3項の規定により備えた診療用エックス線装置を次のとおり届け出ます。

診療所	ふりがな 名称			
	所在地	〒	—	
			TEL — — FAX — —	
備付年月日	年 月 日	台数	台	

放射線診療従事者の被ばく測定器の名称	有	ガラスバッチ ルクセルバッチ その他 ()	無
放射線量測定線量計 (当該装置の放射線量の測定)	有	種類・名称	無
放射線測定器又は用具 (放射線障害が発生するおそれのある場所の測定)	有	種類・名称	無

[提出数] 2部 (1部申請者控え)

[提出日] 設置後10日以内

[添付書類] 添付している書類の□にチェックすること

診療所の全体図

管理区域の平面図 (上下階を含む)

遮蔽計算書 ※管理区域、敷地の境界、使用室等

エックス線診療室詳細図 (平面図、立面図)

※エックス線診療室の標識、使用中の表示、注意事項の掲示する位置を明示

エックス線診療室の漏えい線量測定結果

使用測定器の校正証明書 (写し)

エックス線装置の製作者名及び型式				
診療室名	製作者名	型 式	定格出力	用 途

[注意事項]

- ・エックス線装置全体の概略がわかるように記入すること
- ・エックス線診療室内に複数のエックス線装置を備え付けた場合、装置毎に届出が必要である。なお、この場合エックス線装置の使用条件等を具体的に記載し、2台以上の装置から患者に同時照射できないようにする装置を設けること。

放射線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は 診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴		
職 種	氏 名 (生年月日)	経 歴 (免許の種類・免許取得年月日・免許証番号)

※第1種放射線取扱主任者、放射線管理士等を取得している場合はその旨を記載すること

